

## 相続人の範囲の疎明資料一覧表

### 被相続人

疎明資料(写し可)	対象者	必要な範囲等
戸籍謄本		被相続人の出生による入籍から相続開始までの関連する戸籍(除籍, 改正原戸籍を含む。)※

### 相続人

疎明資料(写し可)	対象者	必要な範囲等	
戸籍謄本	債権者・債務者・申立外人	原則	出生の入籍から最終の現在戸籍まで(注1)※
		戸籍が転籍している場合	出生の入籍から転籍までの戸籍と最終の現在戸籍のみでも可。(注2)※
相続放棄なきことの証明書	債権者・債務者・申立外人	不要(注3)	
相続放棄の申述受理証明書	債権者・債務者		
	申立外人		
		法定相続分を超えた請求	
住民票又は戸籍の附票	債権者・申立外人	不要	
	債務者	必要	

### その他

添付資料	対象者	必要な範囲等
相続関係図	被相続人・相続人	

注1) 最終の現在戸籍については3か月以内のものでなければならない。

注2) 転籍までの戸籍と最終の現在戸籍について、相続人の氏名・生年月日・父母の氏名、父母との続柄等が同一であれば同一人とみてもよい。

注3) 熟慮期間中、熟慮期間経過後、相続分の如何を問わない。  
ただし、代位登記先行の場合、代位登記の際に相続放棄なきことの証明書が必要となる可能性がある。

注4) 他の相続人が相続放棄をしたこと又は遺産分割協議が成立したこと等について積極的に疎明する必要がある。

※ 上記の戸籍謄本の提出に代えて、法務局が保管する法定相続情報一覧図(ただし、法務局への申出日から3か月以内のもの)を提出することも可能(ただし、個別に戸籍謄本の提出を求める場合がある。)